

## 政務活動費

政務活動費は、法に基づいて、本市議会でも条例<sup>※2</sup>を定めて交付しています。

また、この条例では、政務活動費を充てることのできる経費<sup>※3</sup>についても定めています。

なお、芦屋市議会では、マニュアルや平成27年度の収支報告書及び領収書等をインターネットで公開しています。

※2: 芦屋市議会政務活動費の交付に関する条例  
◎交付対象: 会派及び会派に所属しない議員  
◎交付月額: 70,000円/人

※3: 調査研究費、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び住民その他の関係者の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動として、条例別表に定める経費に充てることができます。

## 選挙期日と任期開始のずれ解消のために

市議会議員の任期は法律で4年と定められています。

阪神・淡路大震災のため、平成7年の芦屋市長及び芦屋市議会議員の選挙は、6月11日に延期され、同時に、それぞれの任期が6月10日まで延長されました。これ以降、選挙は4月、任期の始まりが6月11日となる、いわゆる「選挙期日と任期開始のずれ」が生じています。

兵庫県議会、神戸市会、西宮市議会、芦屋市議会及び芦屋市長によって、このずれを解消するための法律の制定を国会に求めて要望活動を行っています。

## 議会をもっと身近に！！

芦屋市議会 HP



QRコードをよみこむと、芦屋市

議会 HP にアクセスできます。

あしや市議会だよりを  
配信中



マチイロ  
マチを好きになるアプリ



App Store または Google Play で「マチイロ」を検

索または QR コードからアプリをダウンロード



# 議会のあらまし

平成28年11月 議会報告会

## 市長と議会

市民が生活していく上で必要な教育や福祉、道路整備などまちづくりのいろいろな課題については、本来、市民みんなで話し合いながら進めていくことが望ましいことです。しかし、全員で話し合いを持つことは事実上不可能です。そこで、代表者を選び市政を任せることにしています。その代表者が**市長**であり、**市議会議員**です。

市長は、各種の事業や施策の実行を受け持ちますが、特に重要な事柄については、**事前に議会の承認が必要**とされています。



## 議会の役割

議会は、市長が予算を定めたり、条例<sup>※1</sup>を制定・改廃するに当たって、それをチェックすることが主な仕事で、**議決機関**と呼ばれています。

※1: 条例とは、憲法94条で定められていますが、地方公共団体は国で定める法律・政令とは別に、法律の範囲内で条例を制定することができます。

議会には主に次のような権限があります。

**議決権**・・・条例の制定や改正、廃止、予算などを決める。

**意見書提出権**・・・市の公益に関することについて国や県等の関係機関、国会等に意見書を提出する。

**調査権・検査権**・・・市政が正しく行われているかどうか、書類の検査や実態の調査を行なう。

**同意権**・・・市長が主要人事(副市長・教育委員等)を選任(任命)しようとするときに、同意するかどうかを決める。



## 議員の構成

### 議員数

芦屋市議会は市民の選挙によって選ばれた、**21人**の議員で構成され活動しています。



### 会派

政治上の主義や、市政についての考え方や意見が同じ議員が集まってグループを結成し、議長に会派結成届を提出することで会派と認められます。

会派名	人数
あしや真政会	8
公明党	3
日本共産党	3
日本維新の会	2
薫る風	2
会派に属さない議員	3

(平成28年9月1日現在)

## 議会の会議

議会は、定例的に一定期間(会期)開く場合と、臨時的に開く場合があります。

定例会は毎年4回、3月、6月、9月、12月に開きます。このほか必要があるときはその都度、臨時会が開かれます。

会期中には本会議や委員会を開きます。

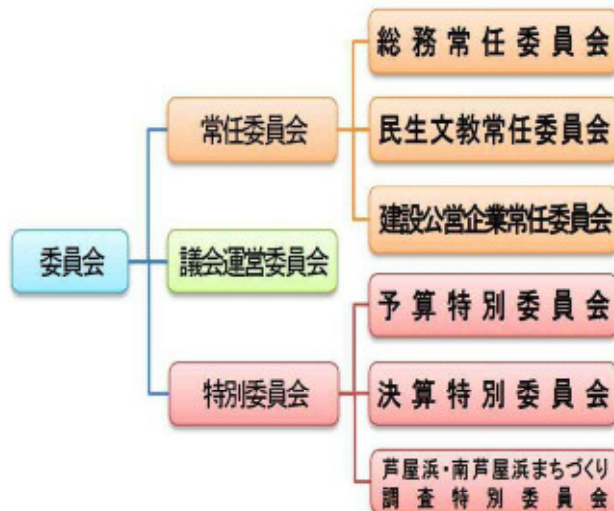
**本会議**・・・全議員が出席して、議会の意思を決定する会議です。

**委員会**・・・本会議で議会の意思を決定する前に、いくつかの部門にわかれて専門的に審査する会議です。

本市の委員会の構成は左図のとおりです。

常任委員会は、その部門に属する市の事務に関する調査を行い、議案、請願等の審査を行います。3つの常任委員会があります。

議会運営委員会は、議会の運営全般について審査、調査、協議を行います。また、特別委員会は、特に必要があるときに議会の議決で設置することができます。



## 定例会と議案審議の流れ



① **招集**・・・議事機関である議会を開くために、議員を一定の日時に、一定の場所へ集合することを要求する行為を招集といい、議会の招集は市長が行います。

② **開会**・・・議会を開き、法的に活動できる状態にすることをいいます。議長の開会宣告で、議会が議決機関としての活動能力を有する状態になります。また閉会宣告でこの能力は消滅します。

③ **議案提出**・・・議会に議案を提出する権能は、法律で市長と議員の双方に与えられています。

④ **提案説明**・・・提出者(市長または議員)が、提案の理由とその主な内容を明らかにするために言う説明のことです。

⑤ **質疑**・・・議題となっている議案について、疑問な点や不明確な点を提出者にたずねることです。

⑥ **委員会付託**・・・本会議で議題となった案件を委員会に審査を委ねることです。ほとんどの案件は、各委員会で専門的・具体的に内容の検討を行います。

⑦ **委員長報告**・・・委員長が付託された案件について委員会での審査の経過や結果を口頭で報告するものです。この報告は、本会議での全議員の判断資料となるため、重要な意味があります。

⑧ **質疑**・・・委員長報告を聞いたうえで、なお委員会の審査の経過や結果を委員長に確認するため行います。

⑨ **討論**・・・案件の賛否について自己の意見を表明することをいいます。

⑩ **表決**・・・議員が議案などに対して賛成・反対の意思表示をすることを表決といいます。表決の結果、得られた議会の意思決定を「議決」といいます。

## 議会の公開

### 議会の傍聴

市議会の本会議・委員会は、どなたでも簡単な手続きで傍聴できます。

会議の予定は、「広報あしや」や市議会ホームページに掲載します。

### 会議録の閲覧

平成11年6月定例会以降の本会議の会議録と平成19年6月定例会以降の委員会記録は、インターネットで検索・閲覧することができます。